

社会福祉法人 南山城学園
介護老人保健施設 煌（きらめき）
介護予防短期入所療養介護（短期入所）に関する
重要事項説明書
(2025 年 8 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 社会福祉法人南山城学園 介護老人保健施設 煌
- ・開設年月日 2005 年 10 月 1 日
- ・所在地 京都府城陽市長池五社ヶ谷 1 4 - 1
- ・電話番号 0774-54-7211 ・ F A X 番号 0774-54-2115
- ・管理者名 施設長 都留 常央
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 煌（ 2652880028 号 ）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 煌の運営方針]

- ①法の基本理念に基づき、高齢者の人間性を尊重し、公平、平等の理念の下、高齢者の自立を支援し、その家庭への復帰を目指す。
- ②法及びその他関係法令を遵守し、地域、関係団体、諸機関及び家庭等との連携を重視するとともに、ボランティアを積極的に受け入れ、その組織作りに努める。
- ③施設療養は、職員によって提供し、職員以外の者に代替させない。

(3) 施設の職員体制

職種	員数	夜 間	業務内容
・ 管理者	常勤兼務 1 名		
・ 医師（管理者兼務）	常勤兼務 2 人以上		医学的評価・日常診療・利用者、職員の健康管理・協力病院との連携
・ 看護職員	10 人以上	1	生活障害評価・介護サービス計画の作成・看護、介護等
・ 介護職員	34 人以上	5	
・ 薬剤師	非常勤専従 1 人以上		調剤・服薬指導
・ 支援相談員	常勤専従 1 人以上		家族、関係機関との連携、調整（退所の生活支援を含む）・苦情処理・市町 村の連携・ボランティアの指導など
・ 作業療法士 ・ 理学療法士 ・ 言語聴覚士	常勤兼務 1 人以上		リハビリテーション 家族への指導、相談
・ 管理栄養士	常勤兼務 1 人以上		献立の作成・栄養管理、指導
・ 介護支援専門員	常勤専従 1 人以上		施設サービス計画の作成・家族、関係機関との連携、調整（退所後の生活支援を含む）・苦情処理・市町村との連携・ボランティアの指導など

(4) 利用定員

介護予防短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。（空床利用）

2. サービス内容

① 介護予防短期入所療養介護計画の立案（3泊4日以上の利用者のみ）

② 食事（食事は原則としてユニット内食卓でおとりいただきます。）

朝食 8時00分～ 9時00分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 18時00分～19時00分

③ 入浴

一般浴槽・個別浴槽のほか、必要である利用者の方には特殊機械浴槽で対応します。
身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護（退所時の支援も行います）

⑥ 口腔ケア

⑦ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

⑧ 相談援助サービス

⑨ 理美容サービス（原則月1回以上実施します。）＊業者との個人契約となります。

⑩ 行政手続代行

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 各保険証類について

当施設入所中は、原則、利用者の各保険証類（介護保険被保険者証・各健康保険被保険者証・老人医療受給者証・老人健康手帳等）はお預かりさせていただきます。ただし、当施設入所中も各保険証類が必要な方に対してはコピーを1部とらせて頂き、コピーをお預かりさせていただきます。

4. 介護予防短期入所療養介護の概要

介護予防短期入所療養介護は、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された介護予防支援計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の身元引受人の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

5. 介護保険サービス費（ご利用負担分）のご案内

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた金額（自己負担分）をお支払いただきます。

項目	区分	サービス利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
①ユニット型 介護老人保健施設 介護予防 短期入所療養介護 費（Ⅰ）	要支援1	6984 円／日	699 円／日	1397 円／日	2096 円／日
	要支援2	8688 円／日	869 円／日	1738 円／日	2607 円／日
②送迎加算		1890 円／片道	189 円／片道	378 円／片道	567 円／片道
③療養食加算		82 円／回	9 円／回	17 円／回	25 円／回
④夜勤職員配置加算		246 円／日	25 円／日	50 円／日	74 円／日
⑤サービス体制強化加算（Ⅰ）		226 円／日	23 円／日	46 円／日	68 円／日
⑥個別リハビリテーション実施 加算		2465 円／日	247 円／日	493 円／日	740 円／日
⑦在宅復帰・在宅療養支援機能 強化加算Ⅱ		524 円／日	53 円／日	105 円／日	158 円／日
⑧生産性向上推進体制加算Ⅰ		1027 円／月	103 円／月	206 円／月	309 円／月
⑨生産性向上推進体制加算Ⅱ		103 円／月	11 円／月	21 円／月	31 円／月
⑩介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		上記①～⑩の合計に 7.5%を乗じた額			

* 上記療養サービス費には、おむつ代が含まれています。

③ 療養食加算

医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合に加算します。

④ 夜勤職員配置加算

厚生労働大臣が定める夜勤を行なう職員の勤務条件を満たす場合に加算します。

⑤ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

介護に従事している職員のうち、勤続 10 年以上の介護福祉士の資格取得者が 35%を超えている場合に算定されます。

⑥ 個別リハビリテーション実施加算

理学療法士、作業療法士が個別にリハビリを実施した場合に加算します。

⑦ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ

在宅復帰・在宅支援に関して高い機能を有する場合に算定されます。

⑧⑨ 生産性向上推進体制加算

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保を資する為、介護ロボットや ICT 等のテクノロジーを導入・活用しその効果が見込まれた場合、加算されます。

⑩ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

厚生労働省が定める介護職員の賃金の改善等基準に適合している施設が、サービス提供を行なった場合に加算します。

6. 介護保険サービス費以外の利用料金表

項目			金額	備考
部屋代	4 階 J・Kユニット * 居住費＋特別室料 を頂きます	特別室料	居住費 2,066 円 (非課税) ＋ 特別室料 2,320 円 (消費税込) 合計 4,386 円／日	〈特別室〉 * 以下のものが特別室料に含まれます 特別仕様電動ベッド設置、 各療養室トイレ、洗面台付 パソコン使用可（館内無線LAN）、 コートハンガー、液晶テレビ、 最高級品質家具
	2 階・3 階 全ユニット 居住費	3 階全個室	2,066 円／日 (非課税)	* 居住費については、負担限度額認定 を受けている場合には、認定証に 記載している負担限度額とします。
		2 階全個室	2,066 円／日 (非課税)	
食事代		朝食	300 円	* 食費は一日 1, 500 円となります。 * ただし食費について負担限度額認定 を受けている場合には、認定証に 記載している負担限度額とします。
		昼食	600 円	
		夕食	600 円	
		行事食費	200 円	* 年 4 回程度、施設行事開催時の食事について、 別途加算させていただきます。
日用品費		150 円／日		個人に係る日用品のうち施設で用意させて 頂いたものが対象となります。
教養娯楽費		50 円／日		クラブ活動に必要な材料費用です。 音楽クラブ・華道部・茶道部など
テレビレンタル料		100 円／日		
領収書再発行		110 円／一回（消費税込）		療養費請求書兼領収書の再発行手数料、 領収年月日の確認及び「領収印」「再発行 印」捺印の上、再発行します。
私物洗濯料		4 階に設置しています有料ランドリ ーを使用して下さい。		
理髪料		1800 円他		外部業者委託
文書料		2,200 円／一回（消費税込）		医療機関に診療情報を文書によって提供 した場合があります。
死亡診断書料		5500 円／一回（消費税込）		

* 診断書作成における検査については、項目に応じて別途費用が発生致します。

■お支払い方法

*毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払い下さい。お支払い頂きますと領収書を発行いたします。

*お支払い方法は、口座振替又は銀行振込の2方法があります。短期入所契約時にお選びください。

■利用料金の変更

介護保険制度の改正等により利用料金の変更をさせていただく事があります。

7. 通常の送迎実施地域

城陽市全域、宇治市（広野町・大久保町・宇治下居・伊勢田町・神明）、京田辺市（松井ヶ丘・興戸・草内）の区域とします。

8. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力医療機関

- ・ 名称 医療法人 啓信会 京都きづ川病院
- ・ 住所 〒611-0101 城陽市西六反 26-1
- ・ 電話番号 0774-54-1111

・ 協力医療機関

- ・ 名称 社会医療法人 岡本病院（財団）京都岡本記念病院
- ・ 住所 〒613-0034 京都府久世郡久御山町佐山西ノ口 58 番地
- ・ 電話番号 0774-48-5500

・ 協力医療機関

- ・ 名称 医療法人社団 石鎚会 田辺中央病院
- ・ 住所 〒610-0334 京田辺市田辺中央 6-1-6
- ・ 電話番号 0774-63-1111

・ 協力医療機関

- ・ 名称 医療法人社団 医聖会 学研都市病院
- ・ 住所 〒619-0238 相楽郡精華町精華台 7 丁目 4-1
- ・ 電話番号 0774-98-2123

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「利用同意書」又は「緊急連絡網」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

9. 施設利用に当たっての留意事項

- | | |
|-----------------|--|
| 1) 面会 | 1 F 受付カウンターにて面会簿に必ずご記入下さい。
(面会時間) 月曜日から金曜日 9:00~17:00 |
| 2) 外出・外泊 | 事前に 1 F 事務所職員若しくはフロア職員にお申し
出下さい。外出当日は所定の用紙をお渡し致します
のでお受け取り下さい。
* 外出・外泊中に他医療機関を受診される場合も当施設
医師の紹介状が必要になりますので必ず事前にご連絡
下さい。 |
| 2) 洗濯 | ご利用者様の洗濯は原則、家族様で行って頂きます。 |
| 3) 飲酒・喫煙 | 施設内では原則禁止とさせて頂いております。 |
| 4) 食品の持ち込みについて | 健康・栄養管理上原則禁止とさせて頂いております。
やむを得ず持ち込みを必要とされる場合は職員にご
相談下さい。 |
| 5) 火気の取扱い | 基本的に禁止です。 |
| 6) 設備・備品の利用 | 職員にお尋ね下さい。 |
| 7) 所持品・備品等の持ち込み | 入所前に職員に御相談の上ご持参下さい。 |
| 8) 金銭・貴重品の管理 | 管理については自己責任でお願いします。
万一紛失された場合においても施設は責任を負いか
ねます。また、金銭・貴重品のお預かりについても、
原則行えませんので、ご了承ください。 |

カスタマーハラスメントについて

当施設では、職員が安心して業務を行えるよう、お客様やご家族様からの暴言、過剰要求、身体的・精神的な嫌がらせ等の行為（カスタマーハラスメント）を固くお断りしております。

そのような行為が認められた場合、適切な対応（注意、面会制限、ご利用の見直し等）をさせていただきますことがありますので、あらかじめご了承ください。

施設内の秩序および安全を損なう行為

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、ペットの持ち込み、他利用者への迷惑行為、特定の政治活動」は禁止します。

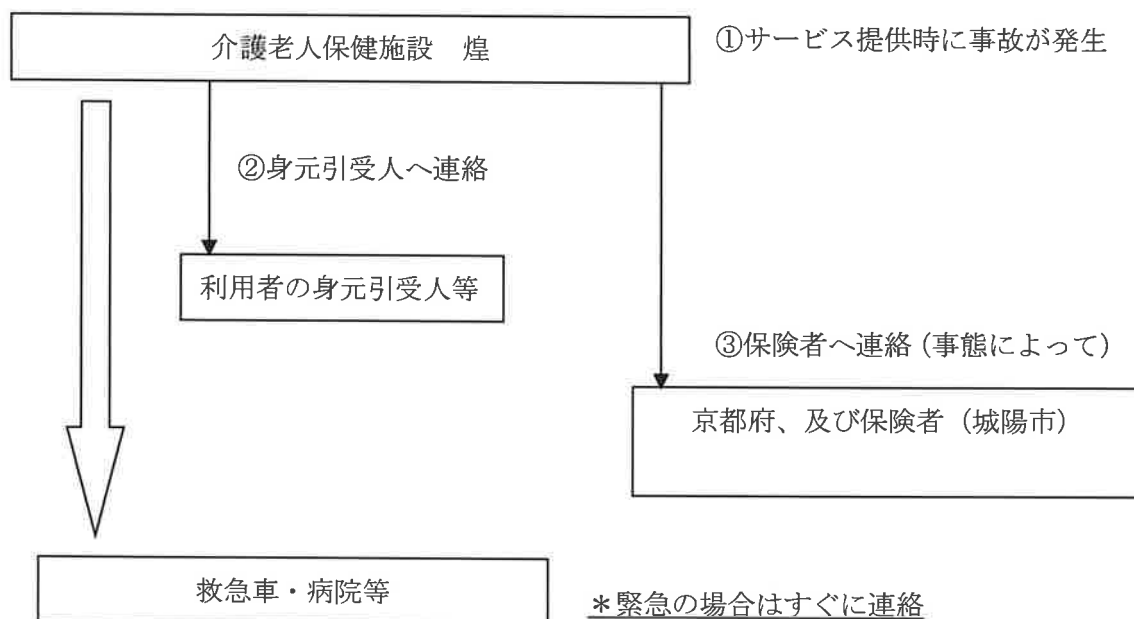
10. 非常災害対策

- ・ 防災設備：スプリンクラー、消火器、消火栓、避難待機スペース
- ・ 防災訓練：年2回

1 1. 事故発生時の対応

短期入所利用者に対する介護保健施設サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに京都府、市町村、入所利用者の身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、入所利用者に対する介護保健施設サービスの提供により当施設が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。



12. 苦情の受付について

□要望及び苦情等の相談について

(1) 要望や苦情などがございましたら下記の体制で受け付け致します。

- ① 当施設には相談支援を専門とする支援相談員をはじめ、医師、看護職員、介護職員、理学・作業療法士等様々な職種が勤務していますので、お気軽に御相談下さい。
- ② 文書で所定の場所に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

(2) 直接、以下の相談窓口へ申し出ていただくことも出来ます。

□当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者 都留 常央(施設長) 大矢 真弓(事業統括)
- 苦情受付窓口(担当者) 増田 瑞甫(副施設長) 荻野 考央(センター長)
入所支援相談員、介護支援専門員、各部署主任
- TEL/FAX 0774-54-7211/0774-54-2115
- 受付時間 9:00~17:00(祝祭日を除く)

□その他苦情受付機関

◆京都経営者協会 提案(苦情)処理ネットワーク委員会 所在地 京都市下京区塩小路新町角新京都センタービル6F 電話番号 075-361-0440 FAX 075-361-8974 受付時間 毎週月曜日～金曜日AM9:00～17:00 *土曜・日曜・祝日及び12/29～1/3を除く
◆市町村窓口 城陽市 介護保険担当窓口 所在地 京都府城陽市寺田東ノ口16・17 電話番号 0774-56-4037 FAX 0774-56-3999 受付時間 毎週月曜日～金曜日AM9:00～17:00 *土曜・日曜・祝日及び12/29～1/3を除く
◆市町村窓口 宇治市 介護保険担当窓口 所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番 電話番号 0774-22-3141(代表) FAX 0774-21-0406 受付時間 毎週月曜日～金曜日AM9:00～17:00 *土曜・日曜・祝日及び12/29～1/3を除く
◆市町村窓口 京田辺市 介護保険担当窓口 所在地 京都府京田辺市田辺80 電話番号 0774-64-1373 FAX 0774-63-5777 受付時間 毎週月曜日～金曜日AM8:30～17:00 *土曜・日曜・祝日及び12/29～1/3を除く
◆京都府国民健康保険団体連合会 所在地 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620 COCON 烏丸内 電話番号 075-354-9090 FAX 075-354-9055 受付時間 毎週月曜日～金曜日AM9:00～17:00 *土曜・日曜・祝日及び12/29～1/3を除く

(3) 即時対応が出来ない事項につきましてはご利用者、御家族とのお話し合いの場を設け、検討していきます。

(4) 具体的対応をとり、ご利用者、御家族の皆様より了解を得られますよう努力いたします。

13. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますのでご請求ください。

介護老人保健施設 煌（きらめき）での介護予防短期入所療養介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い、重要事項説明書を交付しました。

年 月 日

社会福祉法人南山城学園

介護老人保健施設 煌

説明者職名 :

氏 名 :

印

私（達）は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人保健施設サービスの提供開始に同意し、重要事項説明書の交付を受けました。又、介護保険サービス費以外の利用料金についても、説明を受け、支払いに同意します。

契約者兼利用者

住所

氏名

印

身元引受人

住所

氏名

印

契約者との続柄

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人保健施設サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者（身元引受人と署名代行者は同一でも構いません）

住所

氏名

印

電話番号

契約者との続柄

立会人（何らかの理由により代理人がいない場合などに使用して下さい）

住所

氏名

印

電話番号

契約者との続柄